

廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業に関する
実現可能性調査業務委託 公募型プロポーザル審査要領

(目的)

第1 この要領は、「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業に関する F S 調査業務委託」における契約候補者を選定するためのプロポーザル審査方法について定めることを目的とする。

(審査の方法)

第2 提案者選定及び候補者の特定に係る審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査委員及び審査委員会の運営については、「廃棄物処理施設を核とした地域循環共生圏構築促進事業に関する実現可能性調査業務公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」の定めるところによる。

(2) 企画提案、事業実施能力等に関する審査

ア. 各項目における評価点の合計点は100点とする。

イ. 審査項目及び配点は、「審査項目及び評価内容」のとおりとする。

(3) プロポーザル審査の対象

プロポーザル提案者からの提案書等の関係書類並びに説明（プレゼンテーション）及びヒアリングとする。

(4) 契約候補者の特定方法

各審査委員の「プロポーザル審査表」における採点の合計を各提案の点数とし、各審査委員の採点の合計点により順位を付す。採点結果に基づき、提案限度額の範囲内で契約候補者を順位づけする。

(5) 複数の同得点者が生じた場合

複数の同得点者が生じた場合は、それらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、提示された見積金額により順位を決定する。見積金額においても同額であった場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

(6) 最低基準

各審査委員の採点の合計が、評価基準点の合計値の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

(7) 応募者が1者の場合又ははない場合の取扱い

最低基準点を満たす場合は、当該提案者を契約候補者とする。最低基準点に満たない場合又は提案者がいない場合に、事業を実施する場合は、再度公募を実施する。

(その他)

第3 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、その都度協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和3年8月17日から施行する。

「審査項目及び評価内容」

	審査項目	審査の視点	配点
Ⅰ 事業者	1 経営規模、実績、配置人員等	<ul style="list-style-type: none"> ○会社の経営規模や当該業務を担当する所管の体制及び配置人数は十分か。 ○過去の類似業務に係る請負実績等は十分か。 ○当該業務に係る配置人数は十分か。 ○多様なカテゴリーに対するバックアップ体制があるか。 	10
Ⅱ 提案書	2 提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ○環境省の交付要綱、交付要領、交付規程の趣旨を十分に理解した提案内容であるか。 ○平塚市の事業計画の趣旨を十分に理解した提案内容であるか。 ○提案内容に本市の事業計画を補完する内容があるか。 	30 (傾斜×3)
	3 スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ○補助事業のスケジュールを踏まえ、無理のないスケジュールが提示されているか。 	10
Ⅲ 見積	4 見積の価格及び項目	<ul style="list-style-type: none"> ○実施要領で提示した上限を超えた額でないか。 ○個々の項目の計上額が合理的かつ適正か。 ○必要な経費が計上された中で、コストが抑えられているか。 	20 (傾斜×2)
Ⅳ ヒアリング	5 事業者の意欲	<ul style="list-style-type: none"> ○当該業務の受託に向けた意欲を感じることが出来る応答があったか。 	10
	6 理解力等	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の事業計画を理解した応答であったか。 	10
	7 事業者の視点 (傾斜×2)	<ul style="list-style-type: none"> ○本市の事業計画に係る課題の整理が明確であり、応答に独自の視点があったか。 	10
		(合計)	100

【その他審査基準】

- ※ 合計が6割に満たない場合は失格とする。
- ※ 参考見積額が実施要領9-(2)一キで定める上限を超えている場合は失格とする。